

# 1 警察の組織

## (1) 公安委員会制度

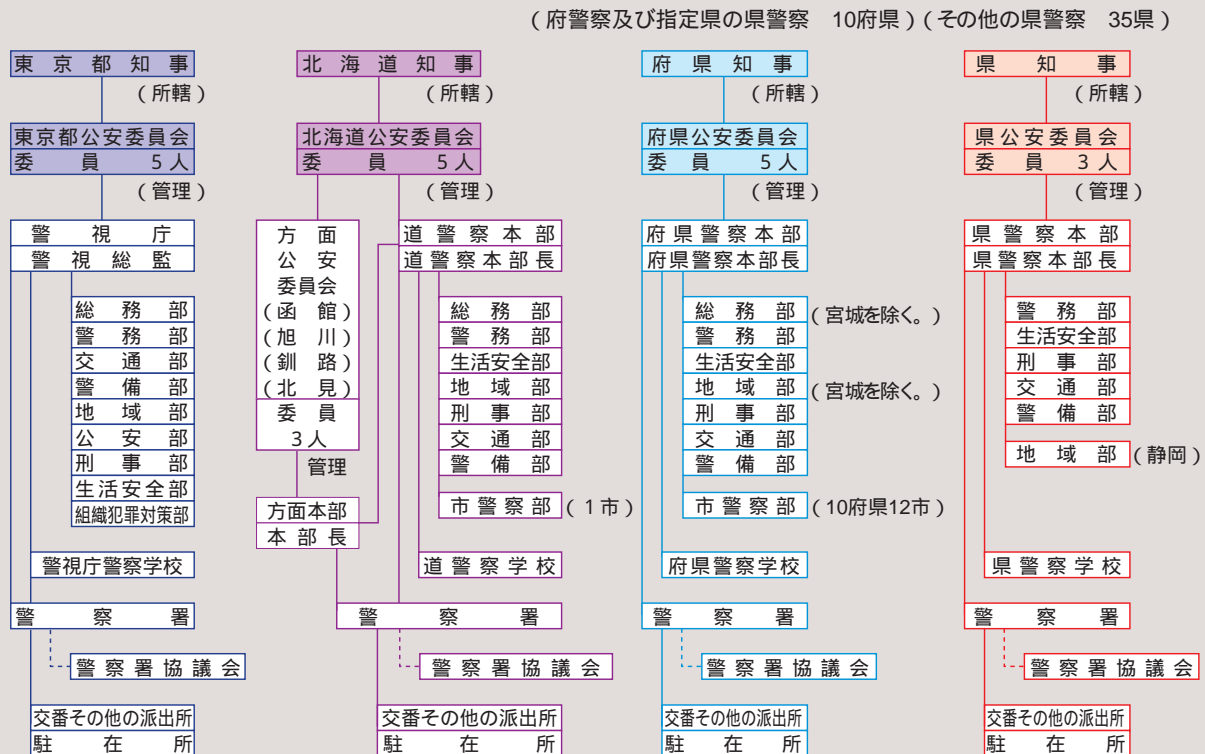
警察は強い執行力を有しており、独善的な運営がなされたり、政治的に利用されたりすることがあってはならない。このため、国及び都道府県に公安委員会が置かれ、国民の良識を代表する者によって構成される合議制の機関が警察庁及び都道府県警察の管理を行うことで、その民主的運営と政治的中立性を確保している。また、国家公安委員会委員長には国務大臣が充てられ、警察の政治的中立性の確保と治安に対する内閣の行政責任の明確化という2つの要請の調和を図っている。

## (2) 都道府県の警察組織

警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、公共安全と秩序の維持に当たることをその責務としており、都道府県の機関である都道府県警察は、それを遂行するために必要な犯罪捜査、交通取締り等の執行事務を実施する役割を担っている。

平成16年4月1日現在、47の都道府県警察に、警察本部や警察学校等のほか、1,267の警察署、6,509の交番、7,592の駐在所が置かれている。

図9-1 都道府県の警察組織（平成16年4月1日現在）



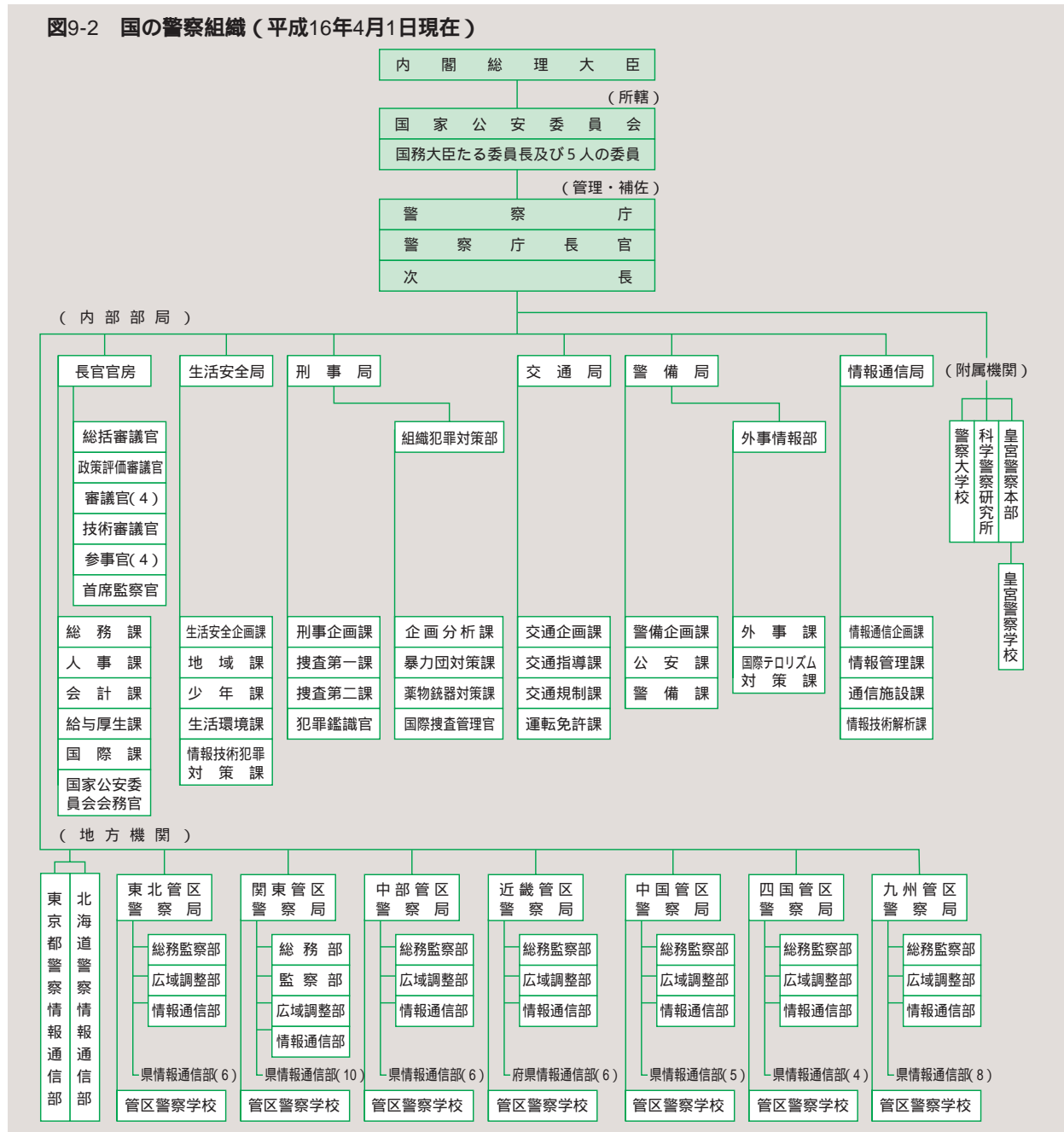
全国の警察署・交番・駐在所の数	警察署	交番	駐在所
	1,267	6,509	7,592

指定県...宮城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、兵庫県、広島県、福岡県

### (3) 国の警察組織

執行事務を一元的に担う都道府県警察に対し、国の機関である警察庁は、警察制度の企画立案のほか、国の公安に係る事案についての警察運営、警察活動の基盤である教養、通信、鑑識等に関する事務、警察行政に関する調整等を行う役割を担っている（平成16年の組織改編については、第2章を参照されたい。）。また、警察庁長官は、これら警察庁の所掌事務について、都道府県警察を指揮監督している。

図9-2 国の警察組織（平成16年4月1日現在）



## 2 公安委員会の活動

### (1) 国家公安委員会の活動状況

国家公安委員会は、国務大臣たる委員長及び5人の委員によって組織されており、委員は内閣総理大臣が両議院の同意を得て任命する。

国家公安委員会は、毎週木曜日に定例会議を開催しているほか、必要に応じて臨時会議を開催している。平成15年中は、米国等によるイラクに対する武力行使等に当たり、臨時会議を開催した。会議においては、所掌事務に属する事項について、審議、決裁を行うほか、警察庁から重要な事件、事故及び災害の発生状況とこれらに対する警察の取組みや、治安情勢の中長期的傾向とそれを踏まえた警察の施策等様々な警察の業務に関する事項について、所要の報告を徴し、指示等を行っている。

15年中は、特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律施行規則等、20件の国家公安委員会規則を制定したほか、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づく暴力団の指定に係る要件の該当性の確認等を行った。

また、会議開催日以外にも、委員相互の意見交換、警察運営上の課題に関する検討等の業務に当たるとともに、警察活動の視察等を通じて、警察運営の実情の把握に努めている。

さらに、国民の声を国家公安委員会の運営に的確に反映させるため、インターネットのウェブサイト（<http://www.npsc.go.jp>）で定例会議の開催状況等を紹介するとともに、電子メール等により国民の要望、意見を受け付けている。

なお、12年以降の警察改革において、「公安委員会の管理機能の充実と活性化」が重要とされたことを踏まえ、13年4月に強化された国家公安委員会の補佐体制を活用し、警察庁からきめ細かな報告を受けるなどして、審議の充実に努めている。

### (2) 都道府県公安委員会の活動状況

都道府県公安委員会及び方面公安委員会は、都、道、府及び政令指定市を包括する県については5人、それ以外の県及び方面については3人の非常勤の委員によって組織されており、委員は都道府県知事が都道府県議会の同意等を得て任命する。

都道府県公安委員会は、月に3回ないし4回の定例会議を開催し、所掌事務に属する事項について、審議、決裁を行うほか、重要な事件、事故及び災害の発生状況とこれらに対する警察の取組みや、各都道府県の治安



県公安委員会委員による交番の視察（熊本）

情勢の中長期的傾向とそれを踏まえた警察の施策等様々な警察の業務に関する事項について、所要の報告を徴し、指示等を行っている。

また、定例の会議以外にも、必要に応じて臨時に委員会を開催しているほか、公安委員会補佐室等を活用し、警察活動の視察や国民の要望を聴く活動等を通じて、警察に対する管理機能の充実と活性化に努めている。

**事例1**

15年8月、山形県公安委員会は、県教育委員会との意見交換会を開催し、少年非行の防止、少年の健全育成について議論した。

**事例2**

15年6月、滋賀県公安委員会は、警察署協議会において、協議会委員と路上駐車対策等について意見交換を行った。

**事例3**

15年2月、岐阜県公安委員会は、県下の警察署で交番勤務やパトカー勤務をしている地域警察官と意見交換を行った。

**事例4**

15年4月、長崎県公安委員会は、県下の米軍施設における警戒警備の状況を視察し、それに従事する部隊員を激励した。

### (3) 公安委員会相互間の連絡

国家公安委員会及び各都道府県公安委員会は、相互に常に緊密な連絡を保たなければならないこととされており、これを踏まえ、各種の連絡協議会等を開催している。

平成15年中は、国家公安委員会と全国の都道府県公安委員会との連絡協議会を2回開催し、全国の治安情勢等についての報告や意見交換を行った。

また、15年中は、各管区及び北海道において、国家公安委員会委員の出席の下、管内の道府県公安委員会と方面公安委員会相互の連絡協議会を計15回開催したほか、都、道、府

及び政令指定市を包括する県に置かれる12の公安委員会が参画する連絡協議会を開催し、各都道府県の治安情勢やそれぞれの取組みについての報告や意見交換を行った。



全国公安委員連絡協議会

### 3 管区警察局の活動

#### (1) 管区警察局の役割

警察庁には、その地方機関として、東北、関東、中部、近畿、中国、四国及び九州の7つの管区警察局が設置されている。管区警察局は、警察庁が所掌する多岐にわたる事務を能率的に処理することができるよう設置されているものであり、警察庁の事務の一部を分掌し、管内の府県警察の事務の調整、支援等を行っている。

東京都と北海道の区域は、管区警察局の管轄区域外とされ、広域事案の処理等において必要な場合には、警察庁本庁が直接に指揮監督等を行うほか、各管区警察局の情報通信部に相当する国の地方機関として、東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部が置かれている。

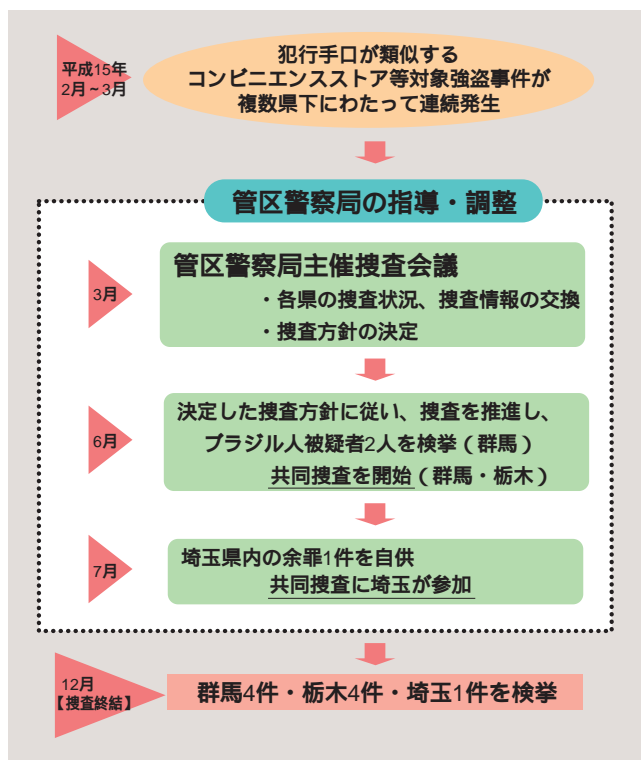
#### (2) 管区警察局の主な業務

##### 府県警察に対する監察

年度ごとの監察実施計画に基づく監察のほか、随時の監察を実施し、警察事務の能率的な運営及び規律の保持に努めている。15年中、各管区警察局が実施した府県警察に対する監察の回数は1,234回であった。管区警察局の監察機能は、警察改革の一環として強化されたもので、13年4月、各管区警察局に総務監察部（関東管区警察局には監察部）が設置されている。

##### 広域調整

組織犯罪対策や来日外国人犯罪対策、広域的な対処を必要とする重要事件の合同・共同捜査等に関して、府県警察に対する指導・調整を行っている。また、悪天候時の高速道路の交通規制、飲酒検問や初日の出暴走対策等の一斉取締りの調整を行うなど、府県をまたがる交通管理・交通対策の斉一性を確保している。



広域重要事件における管区警察局の指導・調整事例

##### 事例

15年10月、関東管区警察局は、多発する建設機械等を使用した窃盗や、ピッキング等の新しい侵入手口に対する捜査技術を向上させるため、捜査担当者を対象に「手口捜査実戦塾」を開催し、実際に機械や特殊開錠用具を使用して、全国で敢行されている手口や対策について指導した。

## 大規模災害への対処

大規模災害発生時には、被災情報の収集・分析に当たるとともに、機動警察通信隊や管区警察局ごとに編成される広域緊急援助隊の派遣に関する調整を行っている。

## 警察の情報通信

管区警察局には、情報通信部とその下部機関たる各府県情報通信部が設置され、警察庁や都道府県警察を結ぶ情報通信ネットワークの整備・管理・開発に当たっており、15年の宮城県北部を震源とする地震の際の警察通信の確保等、大規模事件・事故の発生時には臨時の通信網の敷設・整備等を行っている。また、管区警察局情報通信部には、通称「サイバーフォース」を設置し、重要インフラ事業者等を訪問するなどサイバーテロの未然防止、被害拡大防止に資する活動を行っている。

## 捜査支援

近年増加しているインターネット等を利用したサイバー犯罪に対処するため、16年4月に警察法が改正され、府県警察が行うサイバー犯罪の捜査に際し、管区警察局情報通信部及び府県情報通信部の職員が捜査差押、現場検証等の現場に臨場し、警察官の指示の下、技術的な支援を行い、第一線の犯罪捜査を支えていくこととなった。

## 教育訓練

各管区警察局には管区警察学校が附置され、府県警察の第一線警察活動を担う警察職員（主として警部補、巡査部長の階級にある者）を対象とした幹部教育、専門教育等を実施している。



手口捜査実戦塾



災害訓練



サイバーフォースによるインターネット情勢の監視

## 4 警察の体制

### (1) 定員

#### 平成16年度の警察職員の定員

平成16年度の警察職員の定員は総数28万1,588人であり、そのうち7,481人が警察庁の定員、27万4,107人が都道府県警察の定員である。

表9-1 警察職員の定員（平成16年度）

区分	警察庁				都道府県警察					合計
	警察官	皇宮護衛官	一般職員	計	警察官			一般職員	計	
					地方警務官	警察官	小計			
定員(人)	1,590	912	4,979	7,481	604	244,343	244,947	29,160	274,107	281,588

注：都道府県警察職員のうち、地方警務官（一般職の国家公務員である警視正以上の階級にある警察官をいう。）については政令で定める定員であり、その他の職員については条例で定める定員である。

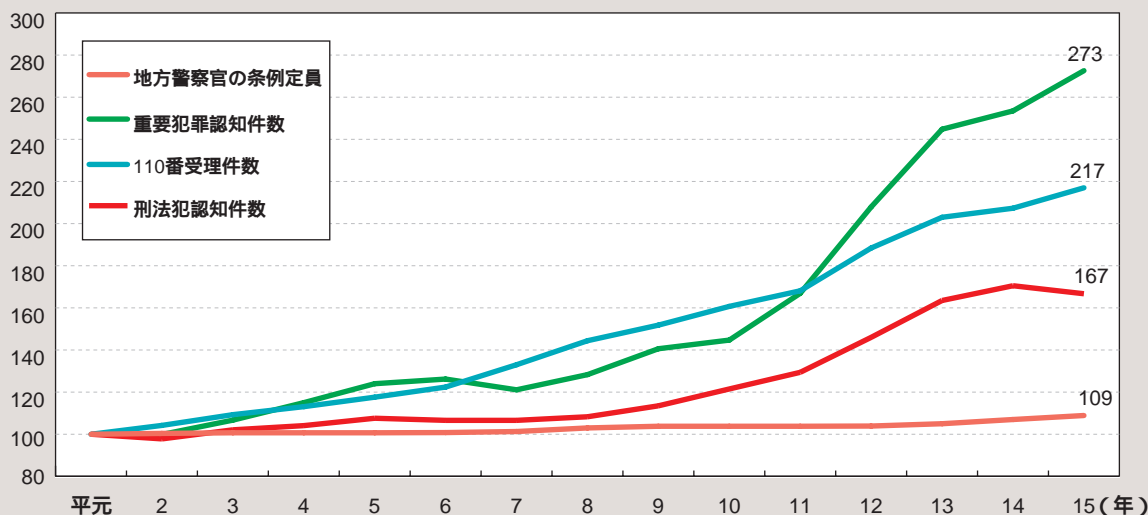
#### 地方警察官の増員

著しく悪化している最近の治安情勢に的確に対応し、国民が求める安全と安心を確保するためには、警察の体制強化が不可欠であり、14年度に4,500人、15年度に4,000人、16年度に3,150人の地方警察官の増員が図られた。これにより、警察官1人当たりの負担人口は、全国平均で527人となった（人口は15年3月31日現在の住民基本台帳人口による。）

15年12月に犯罪対策閣僚会議が策定した「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」でも、「警察力の更なる強化を目指した地方警察官の増員を図る」とされており、今後とも必要な体制の整備に努めることとしている。

図9-3 警察官数と各種件数の推移（指数表）

（指数）



注：元年の数値を100とした。

## (2) 採用への総合的取組み

数年後には、毎年1万人前後の警察官が退職する大量退職時代が到来することが予想されるなど、新規に採用すべき職員数が増加する一方で、就職適齢人口の減少が見込まれている。このような情勢を踏まえ、積極的な広報・募集活動や人物重視の採用、語学やコンピューター等の専門的な知識及び技能を有する者の採用を推進するなど、能力と適性を有する優秀な人材の確保に努めている。

表9-2 平成15年度の警察官採用試験

受験者数	約19万2,800人
合格者数	約1万5,200人(競争倍率 約12.7倍)

## (3) 女性警察職員

女性警察職員の採用については、男女共同参画社会の基本理念や男女雇用機会均等法の趣旨等を踏まえ、従来から積極的に取り組んできた。平成16年4月1日現在、全国の都道府県警察には、警察官約1万800人、一般職員約1万2,000人の女性が勤務している。

### 女性警察官の活躍

- 職域の拡大
  - ・ 犯罪捜査、暴力団対策、現場鑑識、警衛・警護等幅広い分野で活躍
- 女性の能力や特性の効果的な活用
  - ・ ストーカー事案、配偶者からの暴力、児童虐待等への取組み
  - ・ 性犯罪等に係る被害者対策の充実
- 上位階級への登用
  - ・ 個人の能力と適性に基づく公平な昇任制度により、警視・警部等の幹部への登用を推進

### 女性の働きやすい職場環境の整備

- ・ 更衣室や休憩室等の施設整備
- ・ ベビーシッター制度等の導入



警察犬の訓練をする女性警察官

## (4) 勤務形態

警察では、その責務を果たすため、24時間の警戒態勢を確保しており、交番に勤務する地域警察官を始め、多くの警察官が交替制勤務や夜間勤務に従事している。また、近年、警察の取り扱う事象が複雑・多様化する中、犯罪捜査や事件、事故及び災害への対応等のため、勤務時間外に長時間にわたり困難な業務に当たることが多い。

このような勤務の特殊性にかんがみ、職員の健康管理の充実、年次休暇の計画的取得の促進、超過勤務手当等の給与の改善、勤務環境を改善するための施設整備等を図っている。



## 5 警察の予算

### (1) 警察予算の構成

警察の予算は、国の予算に計上される警察庁予算と、各都道府県の予算に計上される都道府県警察予算から成る。このうち、警察庁予算には、国庫が支弁する都道府県警察に要する経費及び都道府県警察への補助金が含まれる。平成15年度の国民一人当たりの警察予算額（警察庁予算と都道府県警察予算の合計額から重複する補助金額を控除し、国の人口で除した額）は約2万8,000円であった。

### (2) 警察庁予算

警察庁の平成15年度当初予算は総額2,589億9,236万円（15年度補正予算後の最終予算額は2,525億3,905万円）で、47億1,595万円（前年度比1.8%減）減少し、国の一般歳出総額の0.5%を占めた。

この15年度当初予算では、厳しさを増す犯罪情勢に対応するための警察活動の強化、テロ等緊急事態への対処体制の強化、安全・快適な交通環境実現のための施策の推進、警察基盤の充実強化について、重点的な措置を講じた。

### (3) 都道府県警察予算

都道府県警察予算は、各都道府県において、財政事情、犯罪情勢等を勘案しながら編成されており、平成15年度の最終補正後の予算額は総額3兆3,841億5,800万円で、455億6,600万円（前年度比1.3%減）減少し、全都道府県の予算総額の6.8%を占めた。

図9-4 警察庁予算（平成15年度最終補正後）

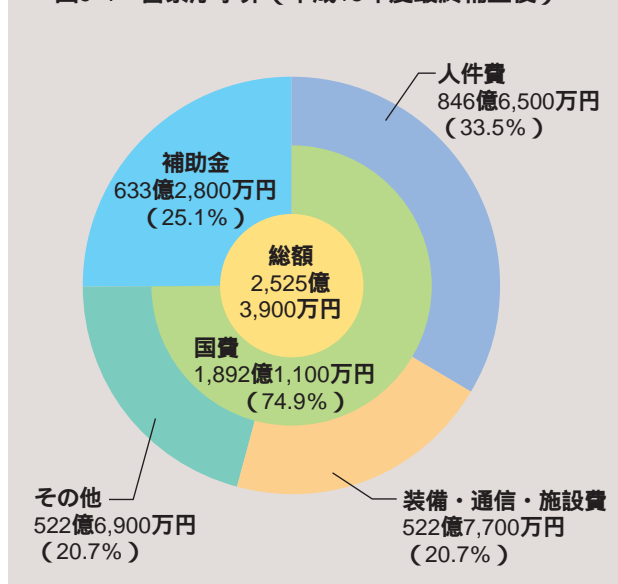
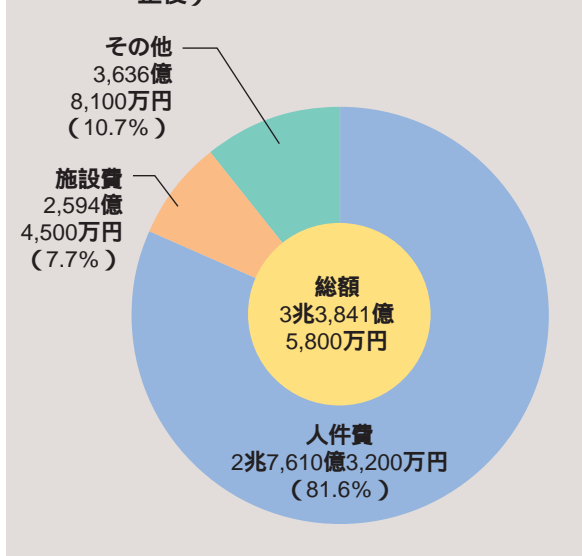


図9-5 都道府県警察予算（平成15年度最終補正後）



## 6 警察の装備

### (1) 警察装備の整備・開発改善

#### 車両の整備

警察用車両は、パトカー、白バイ等が全国に約3万6,000台整備されている。

平成15年度は、重要事犯に対する捜査体制の強化、組織犯罪対策、街頭犯罪対策、少年非行防止、暴走族対策、原子力関連施設の警戒警備、交通安全対策等のための車両を増強した。

#### 装備品の整備と開発改善

15年度は、国際テロ情勢の緊迫化と厳しさを増す犯罪発生状況を踏まえ、テロリストの不法入国防止のための装備品のほか、災害対策、不法滞在者対策、外国人犯罪対策、広域組織窃盗対策、銃器犯罪対策等のための装備品を増強・整備した。

また、最先端の科学技術を導入するなどして装備品の開発と改善を進め、警察業務の効率化と高度化を図っている。15年度は、警戒活動用装備品、人質立てこもり事件対策用装備品等の開発改善に努めた。



現場指揮官車



爆発物処理用装備品

### (2) 機動装備隊の活動

機動装備隊は、各都道府県警察で編成されている約1,800人の隊員から成る警察装備に関する特別部隊であり、事件、事故又は災害が発生したときに装備品を搬送、操作するなどの現場支援活動を行うとともに、平素は、装備品の取扱いに関する指導・訓練、部門間の運用調整等を行い、装備品の適正かつ効果的な活用を図っている。



機動装備隊の活動状況

## 7 警察の情報通信

### (1) 危機管理を支える警察情報通信

警察では、事件、事故及び災害がどこでどのような形態で発生しても即座に対応できるように、警察の神経系統である各種の情報通信システムを独自に開発し、それを全国に整備するとともに、システムの高度化に努めている。

自営の無線多重回線、衛星通信回線、電気通信事業者の専用回線等により構成された全国的なネットワークが警察庁、管区警察局、警察本部、警察署、交番等を結んでおり、警察業務を遂行する上で不可欠な情報の伝達を行っている。

システムの管理、運営等のため、各都道府県に国の機関である情報通信部が設置され、都道府県警察の業務を支えている。また、広域・重大事案発生時の通信施設の運用に関する指導・調整等のため、各管区警察局に情報通信部が設置されている。

表9-3 主要な警察の情報通信システム

区別	概要	
固定通信	警察庁、管区警察局、都道府県警察本部等を結ぶ無線多重回線等から構成されており、各種情報通信システムの基盤となっている。さらに、これらの回線を災害に強く、また、効率的な情報の伝達を可能なものとするため、警察庁から第一線の警察署に至る伝送路の2ルート化やデジタル化を推進している。	
衛星通信	大規模な事故や災害に際して、現場の状況を把握して的確な指示を行うため、現場で撮影した各種映像等の伝送に衛星通信を活用している。都道府県警察本部等には固定設備を、各管区警察局等には衛星通信車を整備している。	
移動通信	車載通信系	主に都道府県警察単位で使用される無線通信系で、警察本部の通信指令室を中心に、警察署、パトカー、白バイ、警察用船舶、ヘリコプター等との間の通信を行う。現在、不感地帯減少、秘匿性向上等の特徴を持つ新車載通信システムに更新中である。
	携帯通信系	機動隊による部隊活動等、主として局所的な警察活動において使用される無線通信系で、無線中継所を介することなく無線機相互で通信を行う。
	署活系	警察署の管轄区域単位で使用される無線通信系で、警察署と所属警察官との間又は所属警察官相互で通信を行う。
	WIDE通信システム	複数の都道府県にまたがる広域的な無線通信系を構成することができるシステムで、一斉指令通信機能（広域事件等が発生した場合、都道府県境を越えた専用の無線通信系を構成する機能）と警察電話との接続機能を併せ持ち、ホットライン（ダイヤルすることなく送受話器を上げるだけで、あらかじめ設定された端末等に接続する機能）の設定等も可能である。 ( WIDE : Wireless Integrated Digital Equipment )

#### コラム 1

#### 情報セキュリティ対策の推進

警察では、行政の効率化と市民サービスの向上のため、事務の情報化を進めている。一方、個人情報その他の重要な情報が外部に漏えいしたり、改ざん・破壊されたりしないよう、情報セキュリティに関する基本方針を定め、職員の責任を明確化するとともに警察庁と都道府県警察に対する監査を実施するなどして、情報セキュリティ対策を推進している。

## (2) 大規模災害に強い警察情報通信

警察では、大規模な災害が発生したときには、独自の情報通信システムを活用し、警察活動のために通信需要が急増する箇所に必要な通信回線を割り当て、被災地付近の無線不感地帯との通信を可能にする臨時の中継所を設置し、ヘリコプターから撮影した被災地の映像を指揮担当部署へ伝送するなどの措置を講じ、活動の円滑化を図っている。また、通信技術に関する専門的知識及び技能を有する国の職員を全国に配置し、災害対応の迅速化を図っている。

## (3) 機動警察通信隊の活動

機動警察通信隊は、各都道府県の情報通信部に設置されており、事件、事故又は災害が発生したときには、警察本部と現場警察官との間の指揮命令や連絡が円滑に行われるよう、速やかに出勤して通信対策を行っている。

平成15年に宮城県北部を震源とする地震や十勝沖地震が発生した際には、状況把握や指揮命令のために必要な被災地映像を警察庁や警察本部等へ伝送するため、ヘリコプター、衛星通信車等を利用した通信対策を行った。人質立てこもり、略取誘拐等の事件では、警察活動に必要な通信を確保するための活動を迅速に行った。

また、どのような事案や状況下においても臨機応変な対応ができるよう、総合防災訓練、山岳遭難救助訓練等の実戦的な訓練に参加している。

図9-6 災害時等における通信対策



## 8 留置業務の管理運営

### (1) 留置場の管理運営

平成15年12月末日現在、全国に留置場は1,300場設置されている。警察では、これまでも捜査と留置の分離を徹底しつつ、被留置者の人権に配慮した処遇及び施設の改善を推進してきたが、11年6月、我が国が拷問等禁止条約（拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約）に加盟したことを踏まえ、以下のような国際的にも評価される適正な留置業務の運営を更に徹底している。

#### 人権に配慮した適正な処遇

- ・ 健康診断の実施（月2回）
- ・ ラジオ、日刊新聞紙の備付
- ・ 健康に配慮した適切な食事

#### 女性被留置者の処遇の適正

- ・ 女性の特性に十分配慮した処遇
- ・ 女性専用留置場の設置（処遇全般を女性警察官が担当）

#### 外国人被留置者の処遇の適正

- ・ 洋式トイレやシャワー装置の設置
- ・ 母国語の音声と文字によって留置場内の処遇等を案内する機器の整備

#### 留置場施設の改善・整備

- ・ 留置室を横一列の「くし型」に配置し、前面にしゃへい板を設置
- ・ トイレの構造の改善、留置場内の冷暖房化

このように、警察庁は、以上のような留置業務の運用面、施設面での一層の改善に努めているほか、被留置者の処遇を全国的に斉一にするために、全国の留置場に対する計画的な巡回視察を実施している。



明るく清潔な留置場



女性専用留置場（被留置者は模擬）

## (2) 被留置者の収容状況

平成15年中の被留置者の年間延べ人員は約527万人（1日平均約1万4,400人）で、過去10年間で約2.2倍に増加した。同期間中、外国人被留置者の年間延べ人員は約3.2倍に増加しており、増加率が特に著しい。

増加の原因としては、犯罪情勢の悪化に伴い逮捕人員が増加したこと、犯罪の広域化、複雑・多様化や来日外国人犯罪の増加等により捜査が長期化し、留置期間も長期化したこと、拘置所等行刑施設で収容人員が増加したことにより、これらへの移監が停滞していることが考えられる。

留置場の収容率（収容基準人員に対する被留置者の割合）は、16年5月20日現在、全国平均で83.5%に達している。特に大都市及びその周辺部を管轄する警察の状況は厳しく、静岡県警察が117.6%、栃木県警察が113.8%、大阪府警察が113.3%、愛知県警察が107.3%、警視庁が104.0%と著しく高率である。少年と成人、女性と男性を一緒に留置できないなどの制約があることから、収容率が約7割から約8割に達した時点で実質的に収容力は限界に達しているのが通例であり、留置場の収容力不足は深刻である。

また、移監待機率（被留置者数に占める拘置所等への移監を待っている者<sup>(注)</sup>の割合）は、16年5月20日現在、全国平均で19.1%と高率になっている。中でも、山梨県警察で41.8%となっているなど、9の県警察で30%を超えており、留置場の高収容率の一因となっていることがうかがえる。

表9-4 被留置者延べ人員の推移（平成6～15年）

区分	年次	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
被留置者延べ人員		2,451,440	2,559,473	2,733,575	3,028,010	3,291,208	3,650,765	4,028,551	4,442,951	4,851,662	5,273,923
	指数	100	104	112	124	134	149	164	181	198	215
女性延べ人員		194,640	211,639	231,499	281,530	301,525	333,230	375,970	422,156	470,096	513,223
	指数	100	109	119	145	155	171	193	217	242	264
少年延べ人員		112,431	115,619	127,883	147,709	168,410	187,976	210,224	236,785	244,781	256,633
	指数	100	103	114	131	150	167	187	211	218	228
外国人延べ人員		278,237	296,856	347,792	438,883	478,287	524,657	553,259	693,913	760,576	898,293
	指数	100	107	125	158	172	189	199	249	273	323

注：指数は、平成6年の数値を100としたものの相対値

## (3) 留置場の収容力確保のための施策

留置場の過剰収容は、被留置者の処遇環境を悪化させるおそれがあるほか、円滑な捜査活動等を妨げるため、警察では、次のような施策を講じて、収容力の確保を図っている。

- ・ 警察署の新築・増改築時における留置場の整備
- ・ 被留置者を収容する専用の施設の建設
- ・ 拘置所等行刑施設に対する早期移監の要請

注：起訴されるなど捜査がおおむね終了した場合は、拘置所等行刑施設へ移監されるのが一般的である。

## 9 教育訓練と職務執行

### (1) 教育訓練

警察職員には、適正・妥当に職務を執行するため、円満な良識と確かな判断能力、実務能力が必要とされる。警察学校や警察署等の職場では、誇りと使命感に裏打ちされた高い倫理観と職務執行能力を兼ね備えた警察職員を育成するため、教育訓練の充実強化を図っている。

#### 警察学校における教育訓練

都道府県警察の警察学校、管区警察学校、警察大学校等では、対象者の階級及び職に応じて、次のような体系的な教育訓練を実施している。

- ・ 採用時教育...新たに採用された警察職員に対し、職責を自覚させ、使命感を培うとともに、基礎的な知識及び技能を修得させるもの
- ・ 昇任時教育...上位の階級又は職に昇任した警察職員に対し、それぞれの階級又は職に必要な知識及び技能を修得させるもの
- ・ 専門的教育...特定の業務分野に関する高度な専門的知識及び技能を修得させるもの

#### 職場における教育訓練

職場では、個々の警察職員の能力や職務に応じた個人指導のほか、研修会や講習会の開催等により、職務執行能力の向上を図っている。また、親切な市民応接を行うとともに、高い倫理観を醸成するため、民間企業への派遣研修、部外講師による講習会等を行っている。

#### 術科訓練の充実強化

凶悪犯罪に的確に対処できる精強な執行力を確保するため、柔道、剣道、逮捕術、けん銃等の術科訓練の充実強化を図っている。平成13年には、使用すべき場合に適正かつ的確にけん銃を使用することができるよう、けん銃規範を改正し、使用の判断基準の明確化、実戦的訓練の充実等を図った。



けん銃訓練

### (2) 警察官の殉職・受傷

警察官は、身の危険を顧みず職務を遂行した結果、不幸にして殉職・受傷する場合がある。平成15年には、人質立てこもり事件の犯人検挙の際、犯人が室内に撒いたガソリンが爆発し、捜査員1人が殉職する事案が発生した。

殉職・受傷した警察官又はその家族に対しては、公務災害補償制度による公的補償のほか、果敢な職務執行をたたえ、賞じゅつ金の支給等の措置が採られている。

## 10 国民に開かれた警察活動 を目指して

### (1) 警察署協議会

警察署協議会は、平成12年の警察法改正により設置することが定められた。この機関は、警察署長が警察署の業務について住民の意見をうかがい、同時に警察署の業務について理解と協力を求める場として活用されている。

**事例** 15年4月に開催された神奈川県座間警察署協議会で、委員が「携帯電話からの110番が増加しているの、通報の際に、目立つ建物がない田園地帯でもすぐに場所が分かるよう、街路灯や標識に住所を表示してはどうか」との意見を述べたことを受け、座間警察署は、現地を調査し、関係機関の協力を得て約20箇所の街路灯等に住所を表示するシールを貼付した。

### (2) 情報公開

警察庁では、「警察庁訓令・通達公表基準」に基づいて、訓令及び施策を示す通達を原則として公表することとし、ホームページに掲載している。また、文書閲覧窓口を設置し、警察白書や統計、報道発表資料等の文書を一般の閲覧に供している。

平成15年度中は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく開示請求が、国家公安委員会に対して1件、警察庁（附属機関及び地方機関を含む。）に対して209件行われ、「国家公安委員会・警察庁における情報公開審査基準」に基づき、開示・不開示の判断を適正に行った。

### (3) 政策評価

国家公安委員会及び警察庁は、平成14年3月に策定した「国家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する基本計画」を踏まえて、15年12月には、16年に実施する政策評価の概要を記載した計画を策定し、現在、これに基づいて政策評価を実施している。

**[平成15年中の政策評価実施状況]**

実績評価	6月 25の業績目標について、実績評価の経過を作成・公表
事業評価	6月 「街頭緊急通報システム（スーパー防犯灯）の整備」について、事業評価経過報告書を作成・公表 8月 予算概算要求の重点事項とする政策について、事前の事業評価書を作成・公表 12月 「飲酒運転対策」他2項目について、事業評価経過報告書を作成・公表
総合評価	6月 「警察改革の推進に関する総合評価経過報告書」を作成・公表
その他	5月、12月 学識経験者等で構成される警察庁政策評価研究会を開催

注：詳細については、警察庁ホームページ参照（<http://www.npa.go.jp>）

### (4) 行政情報の電子的提供・行政手続等の電子化

「国家公安委員会及び警察庁における行政情報の電子的提供の推進に関する実施方針」を策定し、ホームページ等により行政情報を提供している。また、警察機関に係る行政手続等をインターネットを通じて行うことができるオンライン化を推進しており、警察庁では、平成14年度末から電子申請・届出システムの運用を開始した。



## 11 適正な警察活動の確保

### (1) 監察

警察における監察は、能率的な運営及び規律保持のために行われるものである。平成12年に国家公安委員会が制定した監察に関する規則により、警察庁長官、警視總監及び道府県警察本部長は、年度ごとに監察を実施するための計画を作成し、国家公安委員会又は都道府県公安委員会に報告するとともに、四半期ごとに少なくとも1回、監察の実施状況を国家公安委員会又は都道府県公安委員会に報告することとされている。

警察庁長官が作成した平成15年度監察実施計画では、全国統一の監察実施項目として、留置管理業務の適正な実施、暴力団犯罪の捜査管理の徹底、警察安全相談の充実強化、少年事件の迅速的確な捜査の推進等を定めた。

また、12年の警察法改正により、公安委員会による警察の管理機能を強化するため、国家公安委員会は警察庁に対して、都道府県公安委員会は都道府県警察に対して、監察について必要があると認めるときは、具体的又は個別的な指示をすることなどができるとされた。

### (2) 苦情の適正な処理

平成12年の警察法改正により、都道府県警察の職員の職務執行に関する苦情申出制度が創設された。警察法に規定する苦情以外の苦情についても、本制度に準じた処理がなされている。

表9-5 苦情申出制度の運用状況（平成15年）

区 分	来 訪	郵 送	その他	合 計
警察法に規定する苦情	43	416	8	467
警察法に規定する苦情以外の苦情	1,682	653	7,743	10,078
合 計	1,725	1,069	7,751	10,545

### (3) 適正な予算執行の確保

#### 不適正事案の判明

最近、警察の予算執行をめぐり、正規の手続を経ず、予算を本来の目的以外の目的に執行するなどの不適正な事案が判明している。

北海道警察では、2警察署で平成12年度まで捜査費の一部を職員の激励経費等に充てていたことが判明したほか（北海道に相当額を返還予定。16年6月、1警察署分について返還）、15年7月の北見方面本部に対する会計検査院の現地検査に際し、警備課で14年度の捜査費の関係書類として、実在しない店舗の名称を記載した領収書を添付していたことなどが判明した。

また、静岡県警察では、警察本部の総務課で12年度まで旅費の一部を職員の激励経費等に充てていたことが判明した（16年6月、静岡県に相当額を返還。関係者を懲戒処分）。

さらに、福岡県警察では、警察本部の銃器対策課で11年度まで捜査費の一部を職員の激励経費等に充てていたほか（16年7月、福岡県に相当額を返還）、警察本部の会計課が12年度まで銃器対

策課を含む14所属に交付すべき捜査費の一定額を留保し、職員の激励経費等に充てていたことが判明した（福岡県に相当額を返還予定）。

なお、北海道公安委員会と福岡県公安委員会は、近年の予算執行について特別調査を行うとともに、こうした事案の絶無を期するため、会計経理の手続、会計監査等の諸事項について監察を行い、その結果と改善方策を報告するよう、警察法の規定に基づく監察の指示を発した。そこで、北海道警察と福岡県警察では、16年末までに報告することを目途に所要の調査を行っている。

### 国民の信頼回復に向けた取組み

警察庁では、16年2月、長官官房長を委員長とする「予算執行検討委員会」を設置し、不適正事案の真相解明を図るとともに、会計経理の透明性の確保方策等を検討している。また、国家公安委員会は、16年4月、警察庁による都道府県警察に対する会計監査及び都道府県警察における内部監査の強化等を図るため、会計の監査に関する規則を制定し、会計監査が国家公安委員会及び都道府県公安委員会の管理の下に実施されることを明確にした。このほか、警察庁では、16年7月までに、次のような対策を講じている。

これまで、都道府県の監査委員による監査は主として書面により行われていたが、今後、捜査員に対する聞き取り調査の要請が増加することが予想されたため、特段の業務上の支障がない限り、これに応ずることとするよう指示した。

これまで、捜査費を受け取った協力者が、警察に協力した事実が明るみになることを恐れるなどして本人名義ではない領収書を作成したときは、やむを得ず受領していたが、16年度からは、これを受領せず、本人名義の領収書の作成を拒否された場合、捜査費を支払ったことを証明する書類を捜査員が作成し、幹部が確認することとするよう指示した。

捜査費の経理の手続を捜査員が理解する一助とするため、分かりやすい解説資料を作成し、配布した。

全国各地の警察で、予算が適正に執行されていることなどを確認するために必要とされる会計に関する文書を紛失し、又は誤って廃棄する事案が判明したことから、再発防止のため、これらの文書の管理について必要な事項を定め、これに則した管理を徹底するよう指示した。

警察では、このような取組みを通じ、適正な予算執行の確保を図り、国民の信頼回復に努めている。

## 12 警察における被害者対策の基本施策

### (1) 基本方針

犯罪の被害者（その遺族を含む。以下同じ。）は、犯罪によって直接、身体的、精神的、経済的な被害を受けるだけでなく、その後の刑事手続の過程における負担や周囲からの不利益・不当な取扱い等により様々な二次的被害を受ける場合がある。

このため、警察庁では、平成8年2月、被害者対策の基本方針を取りまとめた「被害者対策要綱」を制定し、11年には、犯罪捜査規範を改正し、被害者対策に関する規定を整備した。

13年4月には、犯罪被害者等給付金支給法が改正され、都道府県警察本部長又は警察署長は、犯罪被害等の早期の軽減に資するため、被害者等に対し、情報の提供、助言及び指導、警察職員の派遣その他の必要な援助を行うように努めることとされた。国家公安委員会は、その適切かつ有効な実施を図るため、「警察本部長等による犯罪の被害者等に対する援助の実施に関する指針」を定め、14年4月1日から施行している。

#### 「警察本部長等による犯罪の被害者等に対する援助の実施に関する指針」の概要

##### 被害者援助の実施に関する基本的事項

- すべての警察職員に対し、被害者援助における警察の役割を明確に認識させるとともに、各種施策の実施状況を正確に把握し、その効果を適正に評価する。

##### 適切かつ有効な被害者援助を実施するための基盤の整備に関する事項

- 心理臨床家等の専門家による授業を組み込むなどし、教養の実施方針を定める。
- 性犯罪等に対応する女性警察官や心理学等の知識を有する職員の配置を始め、被害者援助に従事する警察職員を十分確保する。
- 被害者等と直接接する警察職員のメンタルヘルスに配慮する。
- 関係都道府県警察、関係行政機関及び団体と連携を図る。

##### 被害者援助の実施に当たり留意すべき事項

- 二次的被害の防止のため、捜査における精神的負担の軽減及び被害者等のプライバシーの保護に留意し、事件の態様等に応じたきめ細かな対応を行う。
- 事件に関する広報を行う場合は、被害者等に事前に必要な情報を提供するよう努める。

### (2) 基本施策

#### 被害者に対する情報提供等

- 刑事手続や法的救済制度の概要等、被害者に必要な情報を取りまとめたパンフレット「被害者の手引き」の作成、配布
- 捜査の進捗状況や被疑者の処分結果等事件に関する情報の提供
- 被害者が再び被害に遭うことを予防するとともに、その不安感を解消することを目的とした、交番の地域警察官等による被害者訪問・連絡活動

### 相談・カウンセリング体制の整備

- ・ 全国統一番号の相談専用電話「#(シャープ)9110番」等の被害相談電話・窓口の設置
- ・ 心理学等の専門的知識やカウンセリング技術を有する警察職員の配置及び精神科医や民間のカウンセラーとの連携

### 捜査過程における被害者の負担の軽減

- ・ 応接セットの設置、照明や内装の改善による被害者用の事情聴取室の整備
- ・ しゃへい板を設けるなど、被害者の心情に配慮した装備を施した被害者対策用車両の整備
- ・ 被害者に対する警察職員による病院への付添い等各種支援

### 被害者の安全の確保

- ・ 身辺警戒やパトロール等を強化するなどの適切な再被害防止措置の実施
- ・ 緊急時に録音装置によって証拠を採取し、最寄りの警察署へ通報する仕組みを備えた緊急通報装置の被害者の自宅等への整備

## (3) 被害者支援連絡協議会の活動

犯罪の被害者が支援を必要とする事柄は、生活、医療、公判等多岐にわたる。そのすべてに警察だけで対応することはできないため、司法、行政、医療等の被害者支援に関わる機関・団体等が相互に連携することが不可欠である。そこで、警察のほか、検察庁、弁護士会、医師会、臨床心理士会、地方公共団体の担当部局や相談機関等から成る「被害者支援連絡協議会」が、全都道府県で設立されている。このほか、警察署の管轄区域等を単位とした被害者支援地域ネットワークが各地に構築され、よりきめ細かな被害者支援が行われている。

## (4) 民間被害者支援団体との連携

近年、各地で、民間の被害者支援団体の設立が進んでおり、「全国被害者支援ネットワーク」の加盟団体数は、16年2月現在、全国で35団体に上る。これらの支援団体は、関係機関と協力しながら、電話・面接相談、ボランティア相談員の養成及び研修、被害者自助グループ（遺族の会等）への支援、広報啓発等の活動を行っており、警察は、支援団体の設立、運営を支援している。

しかし、支援団体の社会的な認知度が十分でなく、被害者が支援を求めることをちゅうちょする場合がある。また、被害を受けた直後の被害者は、自ら判断して支援団体に支援を要請することが困難である場合が多い。そのため、犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律では、犯罪被害等の早期軽減に資する事業を適切かつ確実に行うことができると認められる非営利法人を、都道府県公安委員会が犯罪被害者等早期援助団体に指定する公的認証制度や、指定団体が被害者等に能動的に働きかけられるよう、警察本部長等が指定団体に対し、被害者等の同意を得て、その氏名及び住所その他犯罪被害の概要に関する情報を提供できる制度が規定されている。

## 13 被害者の特性に応じた施策

### (1) 性犯罪の被害者

警察では、性犯罪被害者の立場に立って対応し、その精神的負担の軽減を図るとともに、以下の施策を推進している。

- ・ 「性犯罪110番」等の相談電話や相談室の設置
- ・ 証拠採取に必要な用具や被害者の衣類を預かる際の着替え等をまとめた「性犯罪証拠採取セット」の整備
- ・ 性犯罪捜査指導官及び性犯罪捜査指導係の設置、女性警察官の性犯罪捜査員への指定
- ・ 迅速かつ適切な診断・治療、証拠採取等を行うための産婦人科医等との連携強化
- ・ 女性専門捜査官の育成と男性警察官を含む警察職員に対する教育・研修の充実



性犯罪捜査員の指定書交付式（香川）

### (2) 少年犯罪の被害者

警察では、少年犯罪の被害者との連絡に当たっては、被疑少年の健全育成に配慮しつつ、捜査上の支障のない範囲内で、できる限り被害者の要望に応じるように努めている。

身体犯（殺人罪、強盗致死傷罪、強姦罪等）、ひき逃げ事件及び交通死亡事故の被害者については、次のような事項を連絡している。

- ・ 被疑者を検挙するまでの捜査状況
- ・ 逮捕又は在宅送致した被疑少年又はその保護者の住所・氏名
- ・ 逮捕した被疑少年を送致した検察庁及び家庭裁判所や処分結果

また、少年審判における事実認定手続の適正化及び犯罪被害者保護の要請等を受けて、少年法が一部改正され、平成13年4月から家庭裁判所が被害者の意見を聴取する制度や少年審判の結果を通知する制度等が導入された。

### (3) 悪質商法やヤミ金融の被害者

警察では、被害者への被害回復をも視野に入れて悪質商法やヤミ金融事犯の取締りを行うとともに、都道府県警察本部に警察安全相談窓口や「悪質商法110番」等を設置し、被害者からの相談に応じている。また、平成15年7月の貸金業の規制等に関する法律及び出資の受入れ、預かり金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律の成立を受け、関係機関相互の連携を図り、ヤミ金融事犯や架空請求事犯による被害の未然防止・拡大防止を図るための情報交換等を行うこ

とを目的として、各都道府県にヤミ金融等被害対策会議を設置した。

#### **(4) 暴力団犯罪の被害者**

暴力団犯罪の被害者は、警察に相談することによって、暴力団から「お礼参り」や嫌がらせを受けるのではないかと不安を感じている場合が多い。

そこで、警察では、「暴力ホットライン」等の相談専用電話を開設しているほか、事件検挙や暴力団対策法の規定に基づく命令の発出、都道府県暴力追放運動推進センターや弁護士会の民事介入暴力対策委員会等との連携による被害相談等を行い、被害者の不安感を払拭するとともに、被害相談の内容に応じた適切な対応に努めている。

#### **(5) 交通事故の被害者**

都道府県警察や全国の交通安全活動推進センターでは、交通事故の被害者その他の当事者等からの相談に応じ、保険請求・損害賠償制度、被害者支援・救済制度、示談・調停・訴訟の基本的な制度、手続等を説明している。同センターの中には、交通事故相談員として弁護士、カウンセラーを配置しているところもあり、経済的被害や精神的被害の回復に関する相談に応じ、必要な助言を行っている。また、交通事故の被害者から加害者の行政処分に係る意見の聴取等の期日や行政処分の結果について問い合わせがあったときは、適切に情報を提供している。さらに、交通事故の被害者の遺族の姿を写したビデオや被害者の手記等を停止処分者講習等に用いて、被害者の心情を運転免許保有者に理解させている。

#### **(6) 配偶者からの暴力事案、ストーカー事案等の被害者**

警察庁では、平成11年12月に制定した「女性・子どもを守る施策実施要綱」に基づき、被害女性の心情に配慮した相談受理体制を整備するとともに、被害者の精神的被害の回復を支援している。配偶者からの暴力事案等については、警察では、各都道府県警察の相談窓口の活用して被害者が相談しやすい環境を整備しているほか、配偶者暴力相談支援センターを始めとする関係機関・団体との連携強化に努めている。ストーカー事案の被害者についても、ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく援助、地方公共団体の男女共同参画担当部局や民間の被害者支援団体等との連携による支援を行っている。

## 14 犯罪被害給付制度

犯罪被害給付制度は、通り魔殺人等の故意の犯罪行為により不慮の死亡又は重障害という重大な被害を受けたにもかかわらず、公的救済や損害賠償を得られない被害者等に対して、国が一定の給付金を支給するもので、昭和56年1月に施行された。

また、13年4月に犯罪被害者等給付金支給法の一部を改正する法律が成立し、重傷病給付金の創設、遺族給付金への被害者負担額の付加、障害給付金の障害等級の拡大及び給付基礎額の上げが行われた（13年7月施行）。

図9-7 犯罪被害給付制度の概要

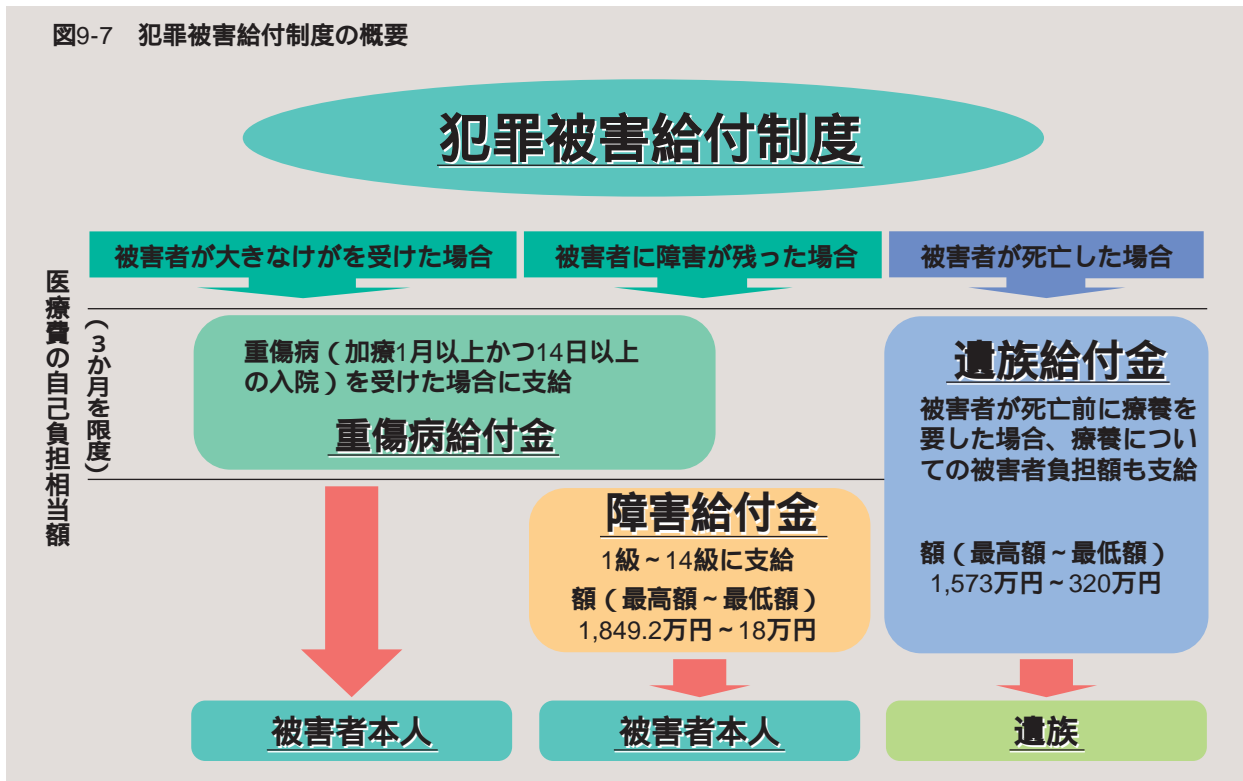


表9-6 犯罪被害給付制度の運用状況（昭和56（制度発足）～平成15年）

区分	年別					累計
	12年以前	13年	14年	15年		
申請に係る被害者数 (申請者数)	3,368 (5,258)	307 (499)	393 (544)	482 (641)	4,550 (6,942)	
支給裁（決）定に係る被害者数 (申請者数)	2,852 (4,465)	343 (547)	356 (529)	487 (666)	4,039 (6,207)	
不支給裁（決）定に係る被害者数 (申請者数)	175 (253)	33 (55)	23 (39)	15 (16)	246 (363)	
【合計】裁（決）定に係る被害者数 (申請者数)	3,023 (4,718)	376 (602)	379 (568)	502 (682)	4,285 (6,570)	
裁（決）定金額（百万円）	10,586	1,242	1,135	1,421	14,383	

## 15 シンクタンクの活動

### (1) 警察政策研究センターの活動

警察大学校に置かれている警察政策研究センターでは、警察の課題に関する調査研究を進めるとともに、警察と国内外の研究者等との交流の窓口として活動している。

#### フォーラムの開催

財団法人や大学等と連携して、治安対策に関する各種フォーラムを開催している。

##### 活動例1

##### 日英犯罪減少対策フォーラムの開催

平成15年9月、英国及び国内の研究者、実務家等を招き、地域を基盤とする犯罪予防及び少年非行対策をテーマとしたフォーラムを開催した（共催：（財）社会安全研究財団、（財）全国防犯協会連合会、後援：東京都立大学法学部）。同フォーラムでは、まず、英国の研究者及び実務家、国内の研究者から、両国における犯罪予防及び少年非行対策について基調講演が行われた。続くパネルディスカッションにおいては、国内の研究者、民間ボランティア団体代表及び実務家から我が国の少年立ち直り支援策等について発言が行われた後、会場との活発な意見交換が行われた。



日英犯罪減少対策フォーラム

#### 大学・大学院における講義の実施

警察政策に関する研究の発展及び普及を図るため、中央大学総合政策学部、同大学大学院総合政策研究科、東京都立大学法学部、立正大学文学部等に職員を講師として派遣している。

#### 共同研究の実施等外部研究者との交流の促進

慶應義塾大学大学院法学研究科とともに、15年度から2か年度にわたり、各国のテロ対策法制について共同研究を実施している。また、職員が日本刑法学会等各種学会やシンポジウムに参加するなど、学会や研究者との交流を進めている。



職員による大学での「刑事学」講義

#### 警察に関する国際的な学術会議等への参加

日本警察に関する情報発信を行うことなどを目的として、警察に関する国際的な学術会議等に積極的に参加している。



## 活動例2

国際連合人間居住計画都市安全プログラムがフィリピン・マニラ市（15年4月）及び南アフリカ・ダーバン市（15年11月）で開催した「都市の安全」に関する国際会議に職員が参加し、講演を行った。

## 活動例3

バーレーンで15年10月に開催された、欧米等各国警察の研究者や実務家が参加する「国際警察シンポジウム（IPES）第10回年次会合」に職員が参加し、講演を行った。



「都市の安全」に関する国際会議に出席する職員



IPES第10回会合の様態を伝える地元新聞

## （2）警察情報通信研究センターの活動

警察大学校に置かれている警察情報通信研究センターでは、情報通信システムに関する技術、暗号技術等、警察活動にかかわる情報通信技術について研究し、これらを活用した新しい警察通信機器の開発等を行っている。

## 研究例1

無線通信の通信品質の向上に関する研究  
 パトカー等に搭載する無線機の通信品質の向上を図るため、偏波面の異なる電波を利用する偏波ダイバーシチアンテナの開発と素材にセラミックを用いた小型アンテナの開発に関する研究を行った。

## 研究例2

犯罪発生状況の分析に関する研究  
 犯罪が多く発生している場所や時間帯に重点を置いたパトロールの実施に資するため、犯罪の発生状況进行分析し、その結果を視覚的に把握しやすいよう地図表示するシステムについて研究を行った。

## （3）科学警察研究所の研究

科学警察研究所では、事件・事故の原因や証拠を科学的に解明するための研究を行っているほか、各種社会問題の背景を分析し、これに基づいて政策提言をするなどの活動を行っている。

### 研究例1

#### 生物剤の検知及び鑑定法に関する研究

炭疽菌等の病原微生物（生物剤）を用いたバイオテロを取り扱う研究室が新設され、病原微生物の固有の表面抗原又は遺伝子を標的とした迅速で精度の高い新たな生物剤の検出法の研究開発に着手した。

### 研究例2

#### 機械構造物における破壊事故解析の高度化に関する研究

大型トラックのタイヤ脱落事故、ジェットコ-スタ-の脱線事故等、機械構造部材の破壊に起因する大規模事故・事件の原因を究明するため、電子顕微鏡による破断面の観察、金属組織検査、硬さ試験、材料強度試験等の検査を行っているほか、より明確な判断材料を得るため、新たな破壊事故検査手法の確立に向けた研究開発を進めている。

### 研究例3

#### 毒物・有害物質鑑定法の高度化に関する研究

中毒事件・事故や食品類への毒物混入事件の解決には、原因となった有毒物質を特定し、中毒との因果関係を明らかにしなければならず、各種分析機器を活用した迅速な分析法を研究・開発し、鑑定に役立てている。また、環境犯罪の捜査を支援するため、ダイオキシン等の有害な環境汚染物質の簡易、迅速な分析法の開発にも取り組んでいる。

### 研究例4

#### ポリグラフ検査の高度化に関する研究

ポリグラフ検査では、呼吸、皮膚電気反応及び脈波を測定・分析し、被疑者等の犯罪事実に関する認識の有無を調べている。その高度化のため、検査に利用できる自律神経系反応指標として、心臓血管系反応指標の一つである規準化脈波容積（NPV）に関する研究を行っている。NPVは、皮膚交感神経活動の変化を鋭敏に反映し、測定装置も小型で簡便に測定できることから、有効な指標となることが期待される。

### 研究例5

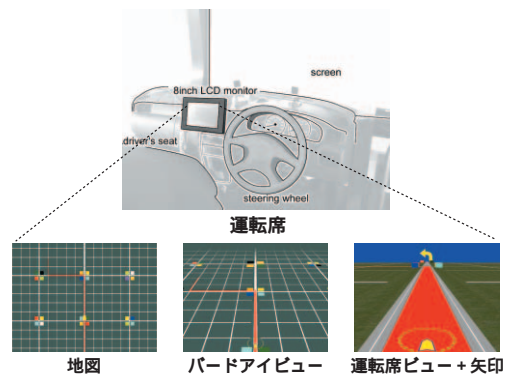
#### 少年の凶悪・粗暴な非行の背景及び前兆に関する研究

近年、少年による凶悪・粗暴な犯罪が多発していることから、こうした事件の背景及び前兆について調査研究を行った。その結果、暴力的な非行を繰り返す少年の場合、粗暴傾向が小学生段階で発現していることが多く、初期対応の重要性が示唆された。また、単独で暴力的な非行を行う少年は、対人関係において孤立していることが多く、社会性をはぐくむ働きかけが重要な対応方策であることが示された。

### 研究例6

#### カーナビゲーション装置の利用実態と運転特性への影響に関する研究

カーナビゲーション装置は、最近、機能の高度化や製品の多様化が進んでいるが、運転者が複雑で華美な画面に気を取られるなどして交通事故につながることも懸念される。そこで、ドライビングシミュレータにより運転への影響を検証した。



実験に用いたカーナビゲーション装置の画面表示

## 16 警察の国際協力

### (1) 国際的取極の締結及び国際会議への参加

近年、国際連合、G8、ASEAN（東南アジア諸国連合）その他の多国間協議の場で、国際組織犯罪対策やテロ対策が喫緊の課題として取り上げられ、関連する条約等も多数策定されている。また、二国間でも、治安当局間の協議や国際約束等の締結が進められている。警察では、各種の国際会議に積極的に参加するなどして、国境を越える犯罪に関する国際協力の充実に努めている。

平成16年1月には、国家公安委員会委員長が、タイ（バンコク）で行われた「国境を越える犯罪に関するASEAN + 3 閣僚会議」に出席し、参加国間の協力体制の構築について意見交換を行った。



国境を越える犯罪に関するASEAN + 3閣僚会議

### (2) 技術協力

日本の警察が有する警察運営、交番制度、捜査手法、犯罪鑑識等に関する技術やノウハウには、海外から高い関心が寄せられており、特に開発途上国から、これらの各分野での技術協力が求められている。

このため、警察では、必要に応じて独立行政法人国際協力機構（JICA）の協力を得ながら、積極的に技術移転を進めており、平成15年には、アジア地域組織犯罪対策のセミナーの開催等、15の研修員受入れ事業を実施した。

また、相手国の担当者を我が国に招いて指導を行うだけでなく、相手国の国内における協力も行っている。15年には、JICA専門家としてタイ、フィリピン、インドネシア等のアジア地域に15人の警察職員及び警察OBを派遣し、薬物捜査、犯罪鑑識、交番制度等に関する技術指導を実施した。



インドネシアにおける技術指導

中でも、「技術協力プロジェクト」(JICAが実施する事業の一つで、専門家の派遣、研修員の受入れ及び機材の供与を効果的に組み合わせることで一定期間実施することにより、支援目的の達成を目指すもの)では、インドネシア及びタイへの協力を行っている。

コラム 2

インドネシア国家警察の民主化支援

インドネシア国家警察は、平成10年のスハルト政権崩壊後における民主化の動きの中で、国軍から分離独立し、市民からの要望に迅速・誠実にこたえる「信頼される警察」への脱皮を図るため、その民主化に着手した。日本警察は、これを支援するため、ODAの一環として、13年2月から「国家警察長官政策アドバイザー」として、警察庁から審議官級の職員を同国に派遣している。

13年度以降、インドネシア国家警察の将来を嘱望された職員を日本に招請し、警察署や交番での勤務等、多様な警察活動を実体験させる研修を実施している。また、14年8月から、技術協力プロジェクトとして「市民警察活動促進プロジェクト」を開始し、首都ジャカルタ近郊のプカシ警察署をモデル警察署として、組織運営、通信指令、現場鑑識等の分野で技術支援を行っている。さらに、14年10月にバリ島で発生した爆弾テロ事件により、同地が国際的な観光地としてのイメージを大きく損ねたことから、15年10月、「バリ州警察本部長アドバイザー」として日本の警察官OBを派遣し、バリ州警察にパトロールの強化等の助言を行っている。

(3) 国際緊急援助隊への貢献

警察では、海外での大規模な災害の発生に際し、国際緊急援助隊の派遣に関する法律に基づいて、国際緊急援助活動を行っており、昭和62年の同法の施行以降、平成16年3月末までの間に、8回にわたって警察職員を国際緊急援助隊員として派遣した。16年2月にモロッコで大地震が発生した際には、隊員7人と警備犬2頭を派遣した。

また、迅速かつ効果的な救助活動を行うため、平素から、携行資機材の整備、習熟訓練、救出・救護訓練、リーダー研修等を実施している。



国際緊急援助隊の活動状況 (写真提供：JICA)

表9-7 警察がこれまでに行った国際緊急援助活動

国・地域	災害	派遣期間	派遣人員
イラン	地震	2. 6.22 ~ 7. 2	7人
フィリピン	地震	2. 7. 18 ~ 7.26	11人
マレーシア	ビル倒壊	5.12.13 ~ 12.20	11人
エジプト	ビル倒壊	8.10.30 ~ 11. 6	9人
コロンビア	地震	11. 1.26 ~ 2. 4	15人
台湾	地震	11. 9.21 ~ 9.28	45人
アルジェリア	地震	15. 5.22 ~ 5.29	19人
モロッコ	地震	16. 2.25 ~ 3. 1	7人